

農用地利用集積計画による利用権設定同意書

津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき次のとおり同意します。

津市長 宛て

年 月 日

整理番号

1 同意人及び設定する利用権の内容

	住所	氏名又は名称(自署又は記名・押印)	生年月日	年齢	電話番号
利用権設定を受ける者(受け手)			明・大・昭・平・令 年 月 日	歳	() —
利用権設定をする者(貸し手)			明・大・昭・平・令 年 月 日	歳	() —

利用権を設定する土地				設定する利用権						備考	
所在		地番	現況地目	面積(m ²)	利用権の種類	作付 作目	始期	年数	10aあたりの借賃		新規・継続
町	字										
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	
			田・畑	(m ²)のうち m ²	1賃貸借 2使用貸借		令和 年 月 日	3年 5年 10年	/10a	1新規 2継続	

上記設定者以外の同意記入欄(共有者もしくは相続関係人等)	住所	氏名(自署又は記名・押印)	権原の種類

借賃の支払い方法 (○をつける)

- ア 現金で支払う
- イ 出し手の指定した口座に振込む
- ウ 現物を引き渡す

2 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

(借り手)氏名		性別	男・女	年齢	歳	農作業従事日数	日
---------	--	----	-----	----	---	---------	---

(1) 今回利用権設定を受ける土地の面積(m²)

農地	(m ²)
採草放牧地	(m ²)
その他	(m ²)

(2) 現在の農地の経営面積(単位:アール)

	自作地	小作地	合計
田	a	a	a
畑	a	a	a
合計	a	a	a

(3) 世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況

世帯員		農業従事者		雇用労働力
男性	人	農業専従者		人
女性		農業補助者	主	
	従		人	
				日人

(4) 農機具の保有状況

農機具	種類	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	調整機		
	台数		台	台	台	台	台	台

(5) 家畜の状況

家畜	種類	乳牛	肉牛	繁殖牛	肥育牛	採卵鶏		
	頭数	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

各利用権共通事項

この利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、利用権設定各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定した者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむをえない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権設定各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法第20条に規定する場合を超えることとなった時は、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約権の保留の禁止

甲及び乙は、この計画に定める利用権の存続期間中途において解約する権利を有しない。但し、甲乙間において、合意に基づく解約の場合は、この限りでない。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議したうえ、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた利用権の目的物の損耗について自らの費用と責任において当該目的物を修繕する。乙が修繕の費用を支出した時は、甲に対して、その償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、利用権の目的物の改良を行うことができる。但し、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、利用権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、利用権の目的物に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了した時は、乙はその満了の日から30日以内に、甲に対して利用権の目的物を原状に回復して返還する。但し、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は利用権の目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更は、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、利用権の目的物の改良のために支出した有益費には、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲、乙間で有益費の額についての協議が調わないときは、甲、乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、利用権の目的物の返還に際し、各目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、甲、乙及び市が協議した上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この計画に従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この計画に定めのない事項及びこの計画に関し疑義が生じた時は、甲、乙及び市が協議して定める。